

権利者不明の場合における各種対応策の関係のイメージ

コンテンツの二次利用に当たっては、改めて利用許諾が必要となることが原則。

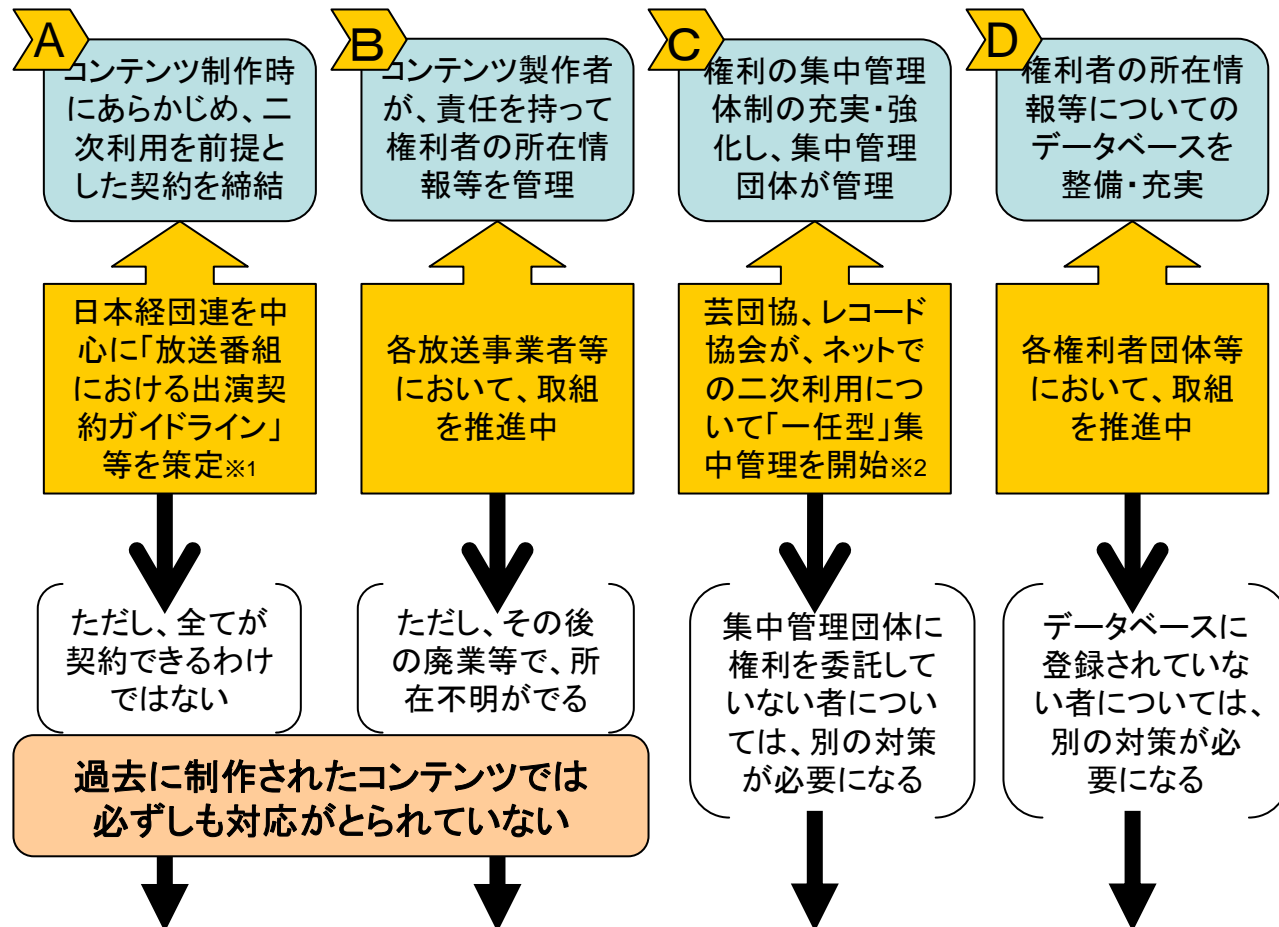
- ①この場合に、権利者の所在情報等が十分でない場合がある（さらに、制作に参加していた者の場合と、単に制作過程で写り込んでしまった者の場合とがある）
- ②また、肖像権やその他の人格的利益が問題となる場合もある。

前提

基本となる
対応策

最近の取組

ただし、各対応策は一長一短であり、組み合わせて対応



なお、①のうち、単に制作過程で写り込んでしまっただけの者の場合は、左記A、Bの対策は難しい。

また、②の肖像権等の場合は、左記Cの方策は難しい。

※1: 日本経済団体連合会 映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会「映像コンテンツ大国の実現に向けて」(2007.2.22)

※2: 日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会(2006.10より)

大方は対応できるとしても、全てではない

権利者不明となった場合の対応策

最近の取組

残る問題点

↓ ↓ ↓ ↓

対応策にかかわらず、権利者所在不明になってしまう場合

E 文化庁長官の裁定制度を活用して、利用許諾を得る

F 一定の実績・情報等を有する団体の協力を求めつつ、事後精算

G 権利者が現れたときに備えて、使用料をプールしておき事後精算

H 後に権利侵害を追及された場合には、保険等により事後精算

平成17年に手続を簡素化

日本経団連を中心に、これらの方策(第三者機関)の導入可能性について検討

一部分野では保険が用意

しかし、形の上で権利侵害を問われる可能性は残る

適法性を確保したい場合に、民間の取組・努力を補完しうる唯一の手段

ただし、裁定制度について、手続簡素化、期間短縮化の要望有。
また、著作隣接権については、このような制度がないとの問題点。